

リチウムイオン電池単体の輸送 (包装基準965)		Section I A (危険物)	Section I B (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
ワット時 定格値 (Wh)	単電池 (Cell)	20Whを 超える	2.7Whを超えて20Wh以下		2.7Wh 以下
	組電池 (Batteries)	100Whを 超える	2.7Whを超えて100Wh以下		
1包装物内 の電池の 個数限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	9個以上	8個以内	個数 制限なし
	組電池 (Batteries)	個数制限なし	3個以上	2個以内	
1包装物内 の電池の 限度量	単電池 (Cell)	旅客機での輸送禁止	旅客機での輸送禁止	旅客機での輸送禁止	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/2.5kg
	組電池 (Batteries)	※貨物機/35kg	※貨物機/10kg	※貨物機/正味の 制限なし	



リチウムイオン電池単体を旅客機にて輸送することは禁止となっています。

リチウム金属電池単体の輸送 (包装基準968)		Section I A (危険物)	Section I B (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
リチウム含有量	単電池 (Cell)	1gを超える	0.3gを超えて1g以下		0.3g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	0.3gを超えて2g以下		
1包装物内の電池の 個数限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	9個以上	8個以内	個数制限なし ※1包装物の電池 の正味量は2.5kg まで
	組電池 (Batteries)		3個以上	2個以内	
1包装物内の電池の 限量	単電池 (Cell)	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/35kg	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/2.5kg	旅客機での輸送 禁止	旅客機での輸送 禁止 ※貨物機/2.5kg
	組電池 (Batteries)			※貨物機/正味量 の制限なし	



リチウム金属電池単体を旅客機にて輸送することは禁止となっております。

リチウムイオン電池を機器と同梱して輸送(包装基準966)		Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)
リチウム金属電池を機器と同梱して輸送(包装基準969)			
ワット時定格値 (リチウムイオン電池)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下
リチウム含有量 (リチウム金属電池)	単電池 (Cell)	1gを超える	1g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	2g以下
1包装物内の電池の 個数の限度	単電池 (Cell)	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2個まで	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2個まで
	組電池 (Batteries)		
1包装物内の限量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg	旅客機/5kg
	組電池 (Batteries)	※貨物機/35kg	※貨物機/5kg



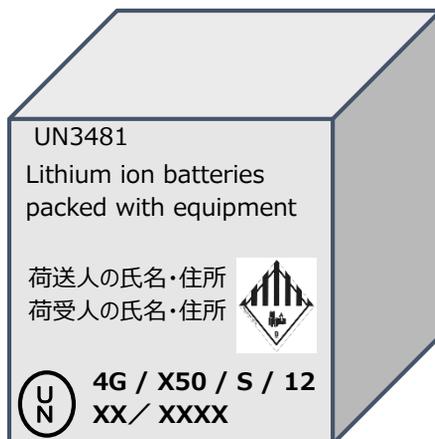
	Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)
国連規格容器	必要	不要 (強固で頑丈な容器を使用)
マーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量 	不要
危険性ラベル	<p>第9分類の危険性ラベルまたはリチウム電池に特化した第9分類危険性ラベルが必要</p>	不要
リチウム電池 マーク	不要	<p>必要</p>
危険物申告書	必要	不要
運送状への記載	危険物である旨の申告が必要	<p>“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966” または “Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969”の記載が必要 (包装基準966セクションIIに合致したリチウムイオン電池、または包装基準969セクションIIに合致したリチウム金属電池である旨の記載でも可)</p>
リチウム電池 輸送添付書類	不要	不要

■梱包例1【Section I】

220WhのUN3481 Section I に該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kg と機器(例えばノート型パソコン)を同梱して旅客機で輸送する場合、**包装等級II以上の性能基準に合致する国連容器を使用しなければ輸送できません。**

※電池は完全に収納する内装容器に入れて、外装容器に収納しなければなりません。

※Section I に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。

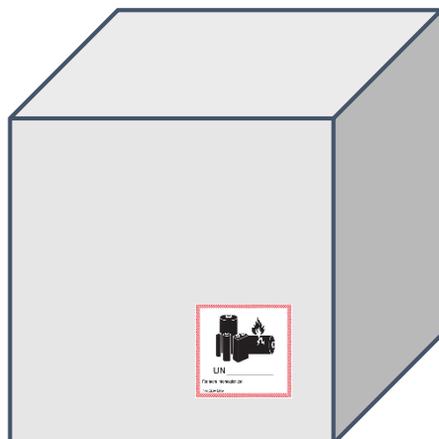


■梱包例2【Section II】

100Wh以下のUN3481 Section II に該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/0.5kg と機器(例えば携帯電話)を同梱して旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※電池は完全に収納する内装容器に入れて、外装容器に収納しなければなりません。

※Section II に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



リチウムイオン電池を機器に組み込んで輸送 (包装基準967) リチウム金属電池を機器に組み込んで輸送 (包装基準970)		Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
			単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
ワット時定格値 (リチウムイオン電池)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下	100Wh以下
リチウム含有量 (リチウム金属電池)	単電池 (Cell)	1gを超える	1g以下	1g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	2g以下	2g以下
1包装物内の電池 の個数の限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	個数制限なし	
	組電池 (Batteries)			
1包装物内の限量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg ※貨物機/35kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg
	組電池 (Batteries)			



	Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
		単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
国連規格容器	不要 (強固で頑丈な容器を使用)	不要 (強固で頑丈な容器を使用)	
マーキング	・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量	不要	不要
危険性ラベル	第9分類の危険性ラベルまたはリチウム電池に特化した第9分類危険性ラベルが必要  	不要	不要
リチウム電池 マーク	不要	必要(※1)  	不要
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状への 記載	危険物である旨の申告が必要	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967または"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970"の記載が必要 (包装基準967セクションIIに合致したリチウムイオン電池、または包装基準970セクションIIに合致したリチウム金属電池である旨の記載でも可)	
リチウム電池 輸送添付書類	不要	不要	不要

(※1)補足

- ・包装基準967および970 Section IIの1コンサイメント(consignment)あたりの包装物が2個を超える場合のラベル貼付の猶予期間(2016年12月31日まで)が終了となります。
- ・弊社国内貨物では1コンサイメントの定義を「運送状1件」と致します。
- ・運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超える場合、リチウム電池マークの貼付が必須となります。

■ 梱包例1【Section I】

220WhのUN3481 Section I に該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/0.5kgが組み込まれた機器(パソコン)1台を旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用する、または同等の保護が供与される機器に組み込まれなければ輸送できません。**

※Section I に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



■ 梱包例2【Section II (組電池が3個以上の場合)】

100Wh以下のUN3481 Section II に該当するリチウムイオン電池(組電池)3個/3kgを機器(例えば大型電子機器)に組み込んで、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※Section II に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



■ 梱包例3【Section II (組電池が2個以下で、運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超えない場合)】

100Wh以下のUN3481 Section II に該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kgを機器(例えばノート型パソコン)に組み込んで、当該機器を含む包装物を運送状1件で2個、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※**リチウム電池マークの貼付は不要です。**

※Section II に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



■ 梱包例4【Section II (組電池が2個以下で、運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超える場合)】

100Wh以下のUN3481 Section II に該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kgを機器(例えばノート型パソコン)に組み込んで、当該機器を含む包装物を運送状1件で5個、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※**リチウム電池マークの貼付が必要です。**

※Section II に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。

